



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
6 月 18 日
第 3862 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
国土調査の指定（県民活動生活課）	1
社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録（医療福祉推進課）	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 公 告	
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告（県民活動生活課）	3
大津市北部クリーンセンター整備事業（建替え）に係る環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告（環境政策課）	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	4
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（甲賀）	5
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（南部）	5
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区定款変更認可公告（大津・南部）	5
土地改良区役員退任および就任公告（大津・南部、湖北）	5
○ 公 安 委 員 会 公 告	
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告（生活環境課）	7

告 示

滋賀県告示第331号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、長浜市大浜町の一部および長浜市南浜町の一部の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定の年月日 平成26年6月10日

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
長浜市	長浜市大浜町の一部	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
長浜市	長浜市南浜町の一部	平成26年4月1日から平成32年3月31日まで

滋賀県告示第332号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定に基づき、登録特定行為事業者として、次の者を登録した。

平成26年6月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	名 称 お よ び 代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	実 施 す る 特 定 行 為 業 務	登 録 年 月 日	登 録 番 号

特別養護老人 ホームヴィラ 十二坊	湖南省岩根690 - 4	社会福祉法人近 江和順会 理事長 生田邦 夫	湖南省針1325 番地	口腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 胃ろうによる 経管栄養	平成26. 6. 1	251126105
小規模特別養 護老人ホーム 百伝の杜	湖南省岩根690 - 4	社会福祉法人近 江和順会 理事長 生田邦 夫	湖南省針1325 番地	口腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 胃ろうによる 経管栄養	平成26. 6. 1	251126106
十二坊ショー トステイ	湖南省岩根690 - 4	社会福祉法人近 江和順会 理事長 生田邦 夫	湖南省針1325 番地	口腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 胃ろうによる 経管栄養	平成26. 6. 1	251126107
十二坊デザ ービスセンタ ー	湖南省岩根690 - 4	社会福祉法人近 江和順会 理事長 生田邦 夫	湖南省針1325 番地	口腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 鼻腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 気管カニュー レ内部の喀痰 ^{かくたん} 吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	平成26. 6. 1	251126108
認知症対応型 共同生活介護 クリーム鹿跳	大津市大石東 六丁目 1 番11 号	医療法人緑生会 理事長 中山厚 彦	大津市大石淀 三丁目 8 番23 号	口腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 鼻腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養	平成26. 6. 1	251126109
小規模多機能 型居宅介護グ リーングラス	大津市大石東 六丁目 1 番11 号	医療法人緑生会 理事長 中山厚 彦	大津市大石淀 三丁目 8 番23 号	口腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 鼻腔内の喀痰 ^{かくたん} 吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養	平成26. 6. 1	251126110

滋賀県告示第333号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成26年 6 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 区域の名称 大石小田原 4 号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱 1 号から 8 号までを順次結んだ線および標柱 1 号と 8 号を結んだ

線に囲まれた区域

市	町	大 字	字	地 番	標柱番号
大津市	大石小田原二丁目		森本	119	1
〃	大石小田原町		〃	104-1	2
〃	大石小田原二丁目		〃	127	3
〃	〃		〃	127	4
〃	〃		〃	127	5
〃	〃		〃	里道	6
〃	〃		〃	119	7
〃	〃		〃	119	8

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年6月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 A J A
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 野田康司
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 草津市上笠二丁目10-6-2
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障がいの有無にかかわらず、友達（仲間）と働きたい生活をしたいという人に労働と集団を保障し、基本的人格を尊重し、一人一人の労働意欲・技術を高め、自立生活が可能だけの所得を保障することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成26年6月9日から平成26年8月9日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年6月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 総合型クラブ 特定非営利活動法人 りっとう
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 織川昭則
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 栗東市上砥山1351番地1
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、市民とともにスポーツ、文化の普及発展を図ることにより、キッズ・少年少女の健全育成等若者男女の健康維持増進を企画し、さらにスポーツの持つ国際性から海外との交流を推進するなど、市民の活動に積極的に協力することにより、公益の増進に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成26年6月9日から平成26年8月9日までの縦覧場所における執務時間内

大津市北部クリーンセンター整備事業（建替え）に係る環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告

大津市長 越 直美から送付のあった大津市北部クリーンセンター整備事業(建替え)に係る環境影響評価方法書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第9条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成26年6月10日に述べたので、同条第6項の規定により公告する。

平成26年6月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

(全般)

- 1 住民が読むことを前提としたわかりやすい表現を用い、専門的用語などは注釈を加えるなどして理解が容易となる内容とすること。
- 2 既存資料の利用に当たっては、可能な限り最新のデータを用いるとともに、用いた資料の出典を明確にすること。
- 3 環境影響を受ける範囲の設定に当たっては、今後の環境影響評価の結果を踏まえて適切に設定すること。

(全体計画)

- 4 施設規模の設定の経緯および排出ガスの量等の施設の諸元の既存施設との差異について、理解が容易となるよう表現および記載場所に配慮すること。

(施設)

- 5 施設の余熱利用の方針を明確にすること。
- 6 施設の配置計画におけるストックヤードの利用方針を明らかにすること。

(大気)

- 7 煙道排ガスの影響予測については、必要に応じて建物ダウンウォッシュを考慮した予測とすること。

(悪臭)

- 8 悪臭に関する現地調査については、最も効果的な調査時期、調査地点および調査回数を設定して調査を実施するとともに、その設定理由を明らかにすること。

(水質)

- 9 施設の造成工事において、土砂の搬出入をできるだけ抑えた計画とすること。
- 10 施設の造成工事中の濁水による予測評価においては、水質への影響、適切な対応などに留意した施工計画を検討すること。
- 11 河川の水質調査においては、降雨の状況による変化についても把握できる調査手法の検討を行うこと。
- 12 施設の水の利用の状況について、上水道および地下水の水量およびこれらの比率について明らかにすること。

(生物)

- 13 鳥類の調査においては、繁殖時期など生息種ごとの特性に応じた調査方法とし、定点観察法およびラインセンサス法により適切に実施すること。
- 14 植物の調査においては、地形、出水期なども考慮して植生を把握し、土地の改変に伴う植物の消失に関して評価できる調査手法とすること。
- 15 計画施設の下流域がゲンジボタル等の生息地でもあることから、工事中の濁水対策について十分に配慮するとともに、その内容を明らかにすること。

(地盤)

- 16 地盤の安定性の予測評価においては、背後の山地および敷地内の急傾斜地における土砂の流出も想定し、防災面にも配慮した予測評価を行うこと。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成26年6月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アクロスプラザ野洲 野洲市市三宅1013
- 2 変更した事項 大規模小売店舗の名称
 - (1) 変更前 デイスターモール野洲
 - (2) 変更後 アクロスプラザ野洲
- 3 変更年月日 平成26年6月1日
- 4 変更の理由 大和情報サービス株式会社の施設名称ブランドに統一するため

- 5 届出年月日 平成26年6月9日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1-1
 - 野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1
 - (2) 縦覧期間 平成26年6月18日から平成26年10月20日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成26年10月20日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。
平成26年6月18日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 井下英二

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
八起会水口居宅介護支援事業所	甲賀市水口町朝日が丘6-37	社会福祉法人八起会	湖南市丸山四丁目5-1	平成26.6.10	2571400932

県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
平成26年6月18日

滋賀県南部県税事務所長 中島博

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県第25-7-0139号	平成27.3.31	守山市今浜町501 野口信人	平成26.6.9

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、関津土地改良区の定款の変更は、平成26年4月1日に認可した。
平成26年6月18日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 河瀬均

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、仰木中央土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。
平成26年6月18日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 河瀬均

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	石 川 栄 二	大津市仰木二丁目21番66号
〃	中 川 一	同 所11番24号
〃	上 坂 進	同 所10番8号
〃	小 林 副 夫	同 所18番34号
〃	小 林 晋	同 所11番14号
〃	北 村 博 司	同 所2番26号
〃	小 林 隆	同 所25番11号
〃	今 井 晃	同 所5番26号
〃	中 川 茂 和	同 市仰木四丁目21番26号
〃	塚 本 元 保	同 市仰木五丁目1番32号
〃	中 川 市 男	同 市仰木四丁目15番14号
〃	廣 城 清	同 市仰木二丁目5番55号
監 事	瀧 川 幸 作	同 所14番10号
〃	中 井 徹	同 所12番35号
〃	小 林 庄 二	同 所2番5号

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	石 川 栄 二	大津市仰木二丁目21番66号
〃	中 川 一	同 所11番24号
〃	上 坂 進	同 所10番8号
〃	小 林 副 夫	同 所18番34号
〃	藤 井 佳 弘	同 市仰木三丁目2番7号
〃	北 村 博 司	同 市仰木二丁目2番26号
〃	小 林 隆	同 所25番11号
〃	今 井 晃	同 所5番26号
〃	塚 本 實	同 市仰木六丁目1番35号
〃	猪 飼 幸 弘	同 市仰木二丁目16番3号
〃	中 川 市 男	同 市仰木四丁目15番14号
〃	辻 佳 孝	同 所21番32号
監 事	小 林 庄 二	同 市仰木二丁目2番5号
〃	瀧 川 幸 作	同 所14番10号
〃	中 井 徹	同 所12番35号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、早崎内湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成26年6月18日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 伊 藤 利 昭

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	酒 井 研 一	長浜市益田町803番地
〃	柴 田 成 巳	同 市安養寺町656番地
〃	上 田 博	同 市湖北町海老江368番地
〃	川 邊 和 明	同 市益田町1291番地
〃	坂 井 俊 男	同 市湖北町海老江216番地
〃	杉 田 昌 義	同 市早崎町1179番地

〃	杉 中 美 智 男	同 市安養寺町394番地
〃	中 川 善 幹	同 市早崎町1161番地
〃	前 川 豊 司	同 市益田町754番地
〃	南 部 厚 志	同 市湖北町速水1280番地
〃	橋 本 健	同 市川道町545番地
監 事	西 村 利 夫	同 市湖北町海老江276番地
〃	松 井 保	同 市早崎町1152番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	酒 井 研 一	長浜市益田町803番地
〃	上 田 博	同 市湖北町海老江368番地
〃	坂 井 俊 男	同 所216番地
〃	阪 井 恒 美	同 所225番地
〃	柴 田 成 巳	同 市安養寺町656番地
〃	杉 江 幾 継	同 所617番地
〃	神 丸 壽	同 市益田町828番地
〃	川 邊 和 明	同 所1291番地
〃	田 中 進 一 郎	同 市早崎町1124番地
〃	吉 川 尚 宏	同 所1146番地
〃	溝 口 治 夫	同 市富田町54番地
監 事	西 村 利 夫	同 市湖北町海老江276番地
〃	松 井 賢 一	同 市早崎町1010番地

公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習〔新規取得講習・追加取得講習〕を次のとおり実施する。

平成26年6月18日

滋賀県公安委員会委員長 堀 井 とよみ

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施日時および定員

警 備 業 務 の 区 分	種 別	実 施 日 時	定 員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）	新規取得講習	平成26年9月1日(月)から同月8日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで	30人
	追加取得講習	平成26年9月4日(木)および同月5日(金) 午前9時から午後5時まで	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）	新規取得講習	平成26年9月1日(月)から同月8日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで	30人
	追加取得講習	平成26年9月4日(木)および同月5日(金) 午前9時から午後5時まで	

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。

2 修了考査

(1) 新規取得講習 いずれの警備業務の区分についても、平成26年9月9日(火)午前9時から100分間

(2) 追加取得講習 いずれの警備業務の区分についても、平成26年9月9日(火)午前9時から35分間

3 講習場所 大津市梅林一丁目4番15号 滋賀県教育会館

4 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第5条および第6条に規定する講習事項

5 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近 5 年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近 5 年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に合格した者

オ 旧 2 級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

6 受付期間 平成 26 年 8 月 4 日 (月) から同年 8 月 15 日 (金) まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。ただし、定員に達し次第受付を締め切る。

7 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署

8 申込方法 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

(1) 新規取得講習の場合

ア 5 (1) のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）および履歴書

イ 5 (1) のイに該当する者については、1 級検定の合格証明書の写し

ウ 5 (1) のウに該当する者については、2 級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 5 (1) のエに該当する者については、旧 1 級検定の合格証の写し

オ 5 (1) のオに該当する者については、旧 2 級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習の場合

ア 5 (2) のアに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ 5 (2) のイに該当する者については、資格者証等の写しおよび 1 級検定の合格証明書の写し

ウ 5 (2) のウに該当する者については、資格者証等の写し、2 級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 5 (2) のエに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧 1 級検定の合格証の写し

オ 5 (2) のオに該当する者については、資格者証等の写し、旧 2 級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

9 受講料 申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習

ア 3 号警備業務 38,000 円

イ 4 号警備業務 34,000 円

(2) 追加取得講習

ア 3号警備業務 14,000円

イ 4号警備業務 10,000円

なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。

10 携行品 筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。

11 集合時間等 集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。

12 実施委託 本講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。

13 問い合わせ先 滋賀県警察本部生活安全部生活環境課（電話 077-522-1231（代表）内線3178）または各警察署の生活安全課

